

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の注意事項

平成 24 年 7 月 9 日
浜田地区広域行政組合
介護保険課給付係

軽度者に対し福祉用具貸与を行うときは、次のことに注意してください。

- 1 浜田地区広域行政組合へ申請書を提出してください。

承認を受けずに貸与が行われている例が散見されます。この事例は、給付情報等により組合で把握できます。過去にさかのぼって過誤処理を行うこととなります。

提出書類 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付承認申請書

主治医意見書（写）、診断書、医師所見

サービス担当者会議の要点

居宅サービス計画書第 1 表・第 2 表、または、介護予防サービス・支援計画表

（軽度者に対する福祉用具の貸与は、**医師の医学的な所見に基づき判断**され、かつ、**サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント**により特に必要である旨が判断されている場合にあっては、**市町村が書面等確実な方法により確認**することにより、その要否を判断することができる。）

- 2 次の場合は、承認申請書の提出の省略を可とします。

車いす・車いす付属品の貸与において、状態像が「(2) **日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者**」、移動用リフト（つり具の部分を除く。）のうち、段差解消機の貸与において、状態像が「(3) **生活環境において段差の解消が必要と認められる者**」については、該当する基本調査結果がないため、**適切なケアマネジメント、サービス担当者会議等の結果で、介護支援専門員が判断**します。

- 3 平成 24 年 4 月から自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）が、貸与品に追加されました。交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）も貸与品の対象となりますが、専用パッド、洗浄液等の都度消費する物などは対象になりません。

自動排泄処理装置の貸与の対象となる軽度者は、要支援 1・要支援 2・要介護 1・要介護 2・要介護 3 です。

- 4 承認申請書「2 貸与を必要と判断した福祉用具」欄中「品目名」には、具体的な品目名を記入してください。

例：電動ベッド、マットレス、サイドレール

- 5 貸与期間の途中で、新たな付属品（品目名）を追加するときにも、承認申請が必要です。その場合、終期は、貸与期間の終期に併せてください。

例：福祉用具の種類 特殊寝台・特殊寝台付属品
品目名 電動ベッド・マットレス・サイドレール
貸与申請期間 平成24年5月～平成25年4月

↓ 支援バーを追加

例：福祉用具の種類 特殊寝台付属品
品目名 支援バー
貸与申請期間 平成24年7月～平成25年4月